

みなとタバコルール指導等業務委託事業候補者選考方針

1 選考についての基本的事項

区では、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）で、港区内で暮らす人や働く人、訪れる人など全ての人が守るべきルールとして「みなとタバコルール」を定めています。

これまで、区内全域を対象として、公共の場所（指定喫煙場所を除く。以下同じ。）で路上・歩行喫煙を行う者に対し指導を行うとともに、路上喫煙等を助長したり、公共の場所にたばこの煙が流れる要因となる灰皿等を設置する事業者等に「みなとタバコルール」の周知啓発を行ってきました。

今後も、屋外の公共の場所での喫煙による迷惑を防止し、誰もが快適に過ごせるまちの実現に向け、区内全域を対象とする広域的・連続的な巡回指導と、特に重点的に指導を実施する必要のある区域での一定期間継続的な指導をより一層効果的に実施していく必要があります。

本業務を行う事業者は、警備業法（昭和47年法律第117号）における都道府県公安委員会の認定を受けている業者であり、以下の要件を満たす事業者であることとします。

- (1) 地方公共団体等からの依頼による路上・歩行喫煙防止のための巡回指導業務等の豊富な実績とノウハウを有しているとともに、業務の目的や「みなとタバコルール」について正確に理解し、業務遂行への意欲を十分に有していること。
- (2) 実務経験者等の必要な人材を確保するとともに、本業務に必要な業務遂行体制を備えていること。
- (3) 本業務の目的を十分に理解し、地区ごとの現状と地域特性を把握したうえで、状況を改善させるための手法を明示し、確実に実施できる能力を有すること。

2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、みなとタバコルール指導等業務委託事業候補者選考委員会を設置し、一次審査及び二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。一次審査及び二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。

(1) 一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。二次審査に進む一次審査合格者を3者程度決定します。

一次審査結果は、平成31年1月23日（水）までに、提案書を提出した全ての事業者にメールで通知します。

(2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

一次審査で選考された事業者に対し、企画提案内容に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。所要時間は、30分程度です。（説明15分、質疑15分程度）

プレゼンテーションでは、パソコンを使用することが可能です。プロジェクター及びスクリーンは区で用意します。パソコンは各参加者が持参してください。なお、二次審査の際は、参加申込書に記載された担当者のほか、仕様書にある業務責任者（複数人いる場合はうち1名）も同席してください。

ア 実施日時

平成31年1月30日（水）

イ 実施場所

港区役所

※一次審査通過事業候補者に開始時間及び会議室名を別途通知します。

ウ 結果通知

平成31年2月4日（月）までに、二次審査参加者全員に、メールで通知します。

3 評価項目及び評価視点

(1) 一次審査

主な評価項目	主な評価視点
業務実績について	<ul style="list-style-type: none"> 参加資格を満たし、業務遂行に必要な実績とノウハウを有しているか。
業務に対する基本的な考え方・取組姿勢	<ul style="list-style-type: none"> 業務の目的を正確に理解し、十分な意欲を有しているか。 業務と関連する他業務との連携協力姿勢を有しているか。
人材確保等について	<ul style="list-style-type: none"> 実務経験者等適切な人材を確実に確保できるか。 業務従事者に対し、十分な教育を実施する体制を有しているか。
実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> 業務を確実に履行できる指導体制、管理体制及び連絡体制を有しているか。 業務目的の達成に向け、必要な実施体制とその柔軟性を明確に示しているか。 緊急時の対応及び関係機関との連携が適切に行えるか。
各地区における巡回指導班及び重点指導班の配置案及び活動内容案について	<ul style="list-style-type: none"> 各地区及び各班の特性を踏まえ、効果的かつ柔軟な質の高い指導・啓発が実施可能な提案となっているか。 巡回指導と重点指導の間で機動性の高い情報共有手段、連携方法が明確に示されているか。
契約期間において想定される課題及び課題解決に向けた活動内容案について	<ul style="list-style-type: none"> 国や東京都の動向及び区の特性等を正確に分析し、課題解決に向けて適切かつ実現可能な提案となっているか。

(2) 二次審査

主な評価項目	主な評価視点
業務の理解度	・ 本事業の目的を的確に理解した提案がなされているか。
提案の実現性	・ 提案内容は本業務の目的を達成することができる実現性が高いものとなっているか。 ・ 業務責任者等が本業務に必要な経験を十分に持ち、また経験を生かした業務の遂行が期待できるか。
提案の創造性	・ 状況の変化に合わせて提言を行うなど本業務の創造性がうかがえる提案がされているか。
理解・回答力	・ 委員からの質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で、評価できる回答がなされたか。
取組意欲	・ 業務実施への積極的な意欲がみられ、柔軟性に富んだ誠実な遂行が期待できるか。

※応募事業者が1者の場合であっても審査を行うこととし、総合点に占める評価点の60%を基準点（最低ライン）と設定します。

※配点については、次のとおりとします。

- ・ 一次審査と二次審査の配点比率は、おおよそ2：1
- ・ 見積価格に対する配点は、一次審査の合計評価点のおおよそ10%
- ・ 区内事業者優遇措置として、区内事業者には一次審査の合計評価点の5%を一次評価点に加算（小数点以下切上げ）
- ・ ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価は、一次審査の合計評価点の5%を合計評価点の内数として配点

4 ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について

港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における必須の評価項目としています。

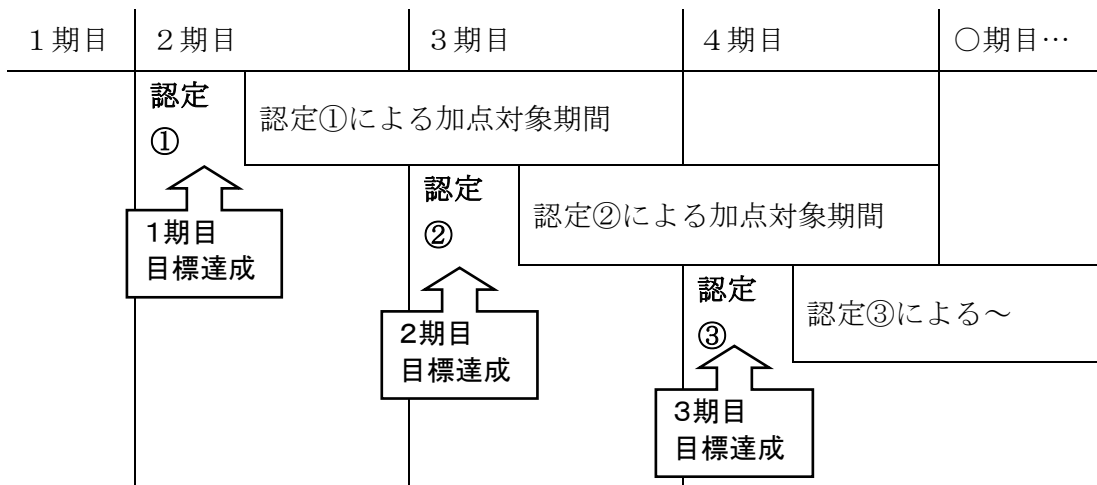
評価条件及び提出書類については、次のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し

国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



5 区外事業者の参加について

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、一次審査において、評価点を優遇します。

やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

- ア 共同事業体構成書
- イ 共同事業体協定書兼委任状
- ウ 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・登記簿上、区内に本店を置く事業者（港区競争入札参加資格登録の有無は問いません。）
- ・区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む。）

6 募集方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。
- (2) 平成30年12月19日（水）に、区ホームページに公募記事を掲載します。
- (3) 平成31年1月9日（水）午後5時をプロポーザル参加表明書兼参加資格審査申請書及び企画提案書等提出期限とします。締め切り後、参加希望事業者から提出された企画提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。

7 審査結果の公表等

- (1) 選考終了まで、選考委員名は公表しません。
- (2) 審査結果は全参加事業者に直接通知します。
- (3) 一次審査及び二次審査の結果については、事業候補者との委託契約締結後、平成31年4月1日（月）以降に、区ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。